

平成15年度地域・職域連携共同モデル事業計画の概要

項目	北海道	山形県	福島県
二次医療圏又は保健所	岩見沢保健所	置賜総合支庁保健福祉環境部置賜保健所	県北保健福祉事務所
事業実施予定地域総人口	30,571人 (H14.8.31現在)	243,957人	516,062人
事業実施予定市町村名	美唄市	3市5町	17市町村
事業参加予定事業所名、労働者数	小規模事業所	4事業所及び小規模事業所	17か所(1市町村1事業所)
地域職域連携推進協議会の設置場所、参加予定機関	<p>岩見沢保健所に設置</p> <p>地域保健：美唄市、岩見沢保健所</p> <p>職域保健：労働基準監督署、商工会議所、地域産業保健センター、事業所団体、社会保険事務所、国民健康保険組合</p> <p>その他：医師会、看護協会、栄養士会</p>	<p>置賜保健所に設置</p> <p>地域保健：保健所、市町村</p> <p>職域保健：事業所、労働基準監督署、労働基準協会、地域産業保健センター、商工会議所、商工会</p> <p>その他：医師会、歯科医師会</p>	<p>県北保健福祉事務所に設置(地域産業保健センターとの共同運営)</p> <p>地域保健：保健福祉事務所、市町村</p> <p>職域保健：労働基準監督署、労働基準協会、地域産業保健センター、産業保健推進センター、地区連合会、商工会議所、商工会連合会、社会保険事業財団、事業所</p> <p>その他：国保連合会、医師会、歯科医師会、県立医科大学</p>
地域・職域連携保健活動の現状	<p>岩見沢保健所で、事業所検診後、事業所への健康教育を実施</p> <p>美唄市において、連携の在り方を検討</p>	<p>H12に地域保健と職域保健との連携によるたばこ対策事業を実施</p> <p>H13は企業と連携した、個別健康教育・生活習慣病予防に関する健康教室等を実施</p>	H14 地域職域連携共同モデル事業実施
目的	<p>小規模事業所を対象とした健康づくりに関する課題や問題点の整理、意識啓発などを図ることを目的としたモデル事業を実施し、その結果を踏まえ、今後の地域・職域連携の推進方策を検討する。</p>	<p>職域における健康実態を把握し、市町村や保健所等で実施している保健サービスと職域で実施している保健事業について情報交換しながら、連携を取り合って、生活習慣病の予防に向け、効果的・効率的な健康づくりを推進する。</p>	<p>働き盛りの生活習慣病予防について、産業保健と地域保健の協同による保健事業を実施し、各々の役割・機能のあり方を明確にし、地域支援体制の強化を図る。</p>
事業内容	<p>①連携推進協議会の開催(3回)</p> <p>②小規模事業所における健康管理実態調査</p> <p>③小規模事業所と連携した健康教育の実施</p> <p>④地域・職域連携に関する研修会の実施</p>	<p>①連携推進協議会の開催(2回)</p> <p>②事業所における健康意識実態調査</p> <p>③事業所での健康教室・ワークショップの開催</p> <p>④地域・職域連携フォーラム開催</p> <p>⑤パンフレット作成</p>	<p>①連携推進連絡会の開催(2回)</p> <p>②健康講座経堂開催</p> <p>③事業所健康管理・健康づくり実態調査と活用</p>

項目	富山県	岐阜県	愛知県
二次医療圏又は保健所	富山県中部厚生センター	岐阜医療圏（岐阜地域保健所）	知多半島医療圏（半田保健所）
事業実施予定地域総人口	34,208人	394,437人（H13.10.1現在）	578,000人
事業実施予定市町村名	1市	4市9町村	5市5町
事業参加予定事業所名、労働者数	147社、約3,000名	約2,000社、20,000名	15事業所、600名
地域職域連携推進協議会の設置場所、参加予定機関	富山県中部厚生センターに設置 地域保健：中部厚生センター、市民健康センター 職域保健：商工会議所、地域産業保健センター、中小企業相談所、事業所衛生管理者、その他：医師会、検診機関、健康づくりボランティア連絡協議会、健康づくり推進協議会、県栄養士会、学識経験者	岐阜地域保健所に設置 地域保健：地域保健所、市町村 職域保健：労働基準監督署、地域産業保健センター、商工会議所、事業所代表者 その他：医師会、歯科医師会、社会保険事務所 食生活改善協議会、PTA連合会、看護協会、薬剤師会、老人クラブ連合会 他	半田保健所に設置 地域保健：保健所、市町保健センター 職域保健：労働基準監督署、地域産業保健センター、商工会議所、商工会 その他：医師会、歯科医師会、健康増進関係機関
地域・職域連携保健活動の現状	特になし	特になし	H12 事業所、学校、商工会議所、保健センターなどの関係機関による連絡会を開催 H14 地域職域連携共同モデル事業実施
目的	地域保健と職域保健の関係者による協議会を設置し、職域保健を中心とした健康づくりや健康管理の実態を把握すると同時に、健康問題や課題を共有し、連携を図りながら、健康づくり支援体制の構築を図る。	職域も含めた地域全体の健康づくり・健康管理の実態を把握し、効果的・効率的な活動を普及啓発するとともに、地域の保健医療資源の有効活用を図り、地域全体の自主的な健康づくり活動を推進する。	地域職域連携推進協議会を開催し、健康教育等の保健事業を相互に活用及び共同で実施するため、モデル事業所における連携事業の実施状況に基づき、今後の地域における効率的・効果的な連携による保健事業の相互活用や共同実施の方策について検討する。
事業内容	①連携推進協議会の開催（2回） ②事業所の健診状況の実態調査 ③出前講座や休日保健室の開催 ④事業所の健康管理者に対する研修会の実施	①連携推進協議会の開催（2回） ②事業所等の健康づくり事業実態把握とニーズ調査 ③健康づくり資源リスト及びマップ作成 ④事業所への保健師派遣事業 等	①連携推進協議会の開催（2回） ②事業所における健康教育等の共同開催 ③講演会の開催

項目	三重県	山口県	高知県
二次医療圏又は保健所	四日市保健所	防府保健医療圏（防府環境保健所）	高知県東部保健所
事業実施予定地域総人口	361,100人	125,497人	62,566人
事業実施予定市町村名	1市4町	防府市、徳地町	9市町村
事業参加予定事業所名、労働者数	協力事業所：40か所	約250か所	北川村森林組合（労働者数43名）ほか、管内の希望事業所
地域職域連携推進協議会の設置場所、参加予定機関	四日市保健所に設置 地域保健：保健所、市町村 職域保健：地域産業保健センター、社会保険健康事業財団、事業所、商工会議所 その他：教育委員会	防府健康福祉センター（防府環境保健所）に設置 地域保健：防府健康福祉センター（防府環境保健所）、市町村 職域保健：事業所、労働基準監督署、地域産業保健センター、商工会議所、商工会 その他：医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会保険事務局	東部保健所に設置 地域保健：保健所、市町村 職域保健：労働基準監督署、地域産業保健センター、商工会議所、商工会、農業協同組合
地域・職域連携保健活動の現状	四日市：H14 地域職域連携共同モデル事業実施	H13 マツダ（株）防府工場において、骨髄バンク集団登録会を開催 H13 健康やまぐち21 防府健康福祉センター管内別推進会議を設置 H14 地域職域連携共同モデル事業実施	H13 安芸地区勤労者健康づくり推進協議会を設置し、健康づくりに関する地域と職域の連携を推進 H14 小規模事業所の職場環境診断、健康診断結果の分析による健康課題の抽出
目的	生涯にわたって、いかなる立場・条件にあっても、個人が健康づくりの支援サービスを、地域・職域を問わずに利用でき、その情報が個人と職域・地域で共有できる媒体を作成し普及させる。このことにより、個人の健康づくりに対する意識の高揚及び、健康情報の継続的な管理による健康増進の推進を図る。	生涯を通じた継続的な健康づくりの推進を図るため、地域・職域連携による、小規模事業所等を対象とした効率的・効果的な保健事業をモデル的に実施する。	地域保健と職域保健関係者が連携することにより、地域保健資源を活用し、産業医等のいない小規模事業所の健康づくり支援対策を実践することにより、生涯を通じた健康づくりを推進する。
事業内容	①連携推進協議会の開催 ②電子媒体の活用及び普及 ③利用者アンケートの実施	①連携推進協議会の開催 ②小規模事業所保健担当者への研修会開催 ③健康づくりに関する普及啓発 ④共同巡回健康相談 ⑤出前健康講座”元気な健康づくり”の開催 ⑥地域職域連携保健事業計画の策定	①連携推進協議会の開催（2回） ②事業所への健康教育（集団・個別）の実施 ③喫煙対策支援 ④職場環境診断

地域・職域健康管理総合化モデル事業実施要綱

1 事業の目的

壮年期死亡の減少及び痴呆若しくは寝たきりにならないで生活できる期間（いわゆる健康寿命）の延伸等を図るためには、一生涯を通じた健康づくりに対する継続的な支援が必要である。そのためには、個人の自己責任による健康管理の実現に加え、個人の年齢、就業先などにより異なる保健事業者間の連携を図り、継続的な健康管理の支援が可能となるような体制を整備していくことが必要である。

地域・職域健康管理総合化モデル事業（以下「モデル事業」という。）は、地域及び職域の健診情報の相互利用が可能となる管理体制を整備して、個人が自己の健康情報を正確に把握し、生涯を通じた健康づくりを自ら実践することに対する支援を行うとともに、この健診情報を活用して、地域住民の健康に関する特性を把握し、実情に応じた適切な保健対策を講ずることにより、国民の生涯にわたる健康づくりの推進を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

事業の実施主体は国であり、国が都道府県に委託して実施することとする。

3 事業内容等

このモデル事業は都道府県を中心として、市町村及び職域における医療保険者、事業者、受託健診機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等の関係機関と協力して次の事業を行うものとする。

（1）健康情報標準化推進協議会の設置

- ① モデル事業の運営及び関係機関との調整。
- ② モデル事業における健診情報の取扱及びその利用に関する規則等の作成。
- ③ 健診情報の取扱に関する個人の合意の取得に関する規則等の作成。

（2）健康管理総合化システム等の健診情報管理体制の整備

- ① 都道府県に、地域及び職域における健診情報を標準化して総合管理を行う「健康管理総合化システム」を整備。
- ② 市町村・職域等の健診実施機関に、健診情報を都道府県の「健康管理総合化システム」とデータのやりとりをするための「標準化インターフェース」を整備。
- ③ 市町村に、「健康管理総合化システム」に保管された健診情報をもとに、退職者等に対して適切な保健サービスを供給するための「個別指導システム」を整備。

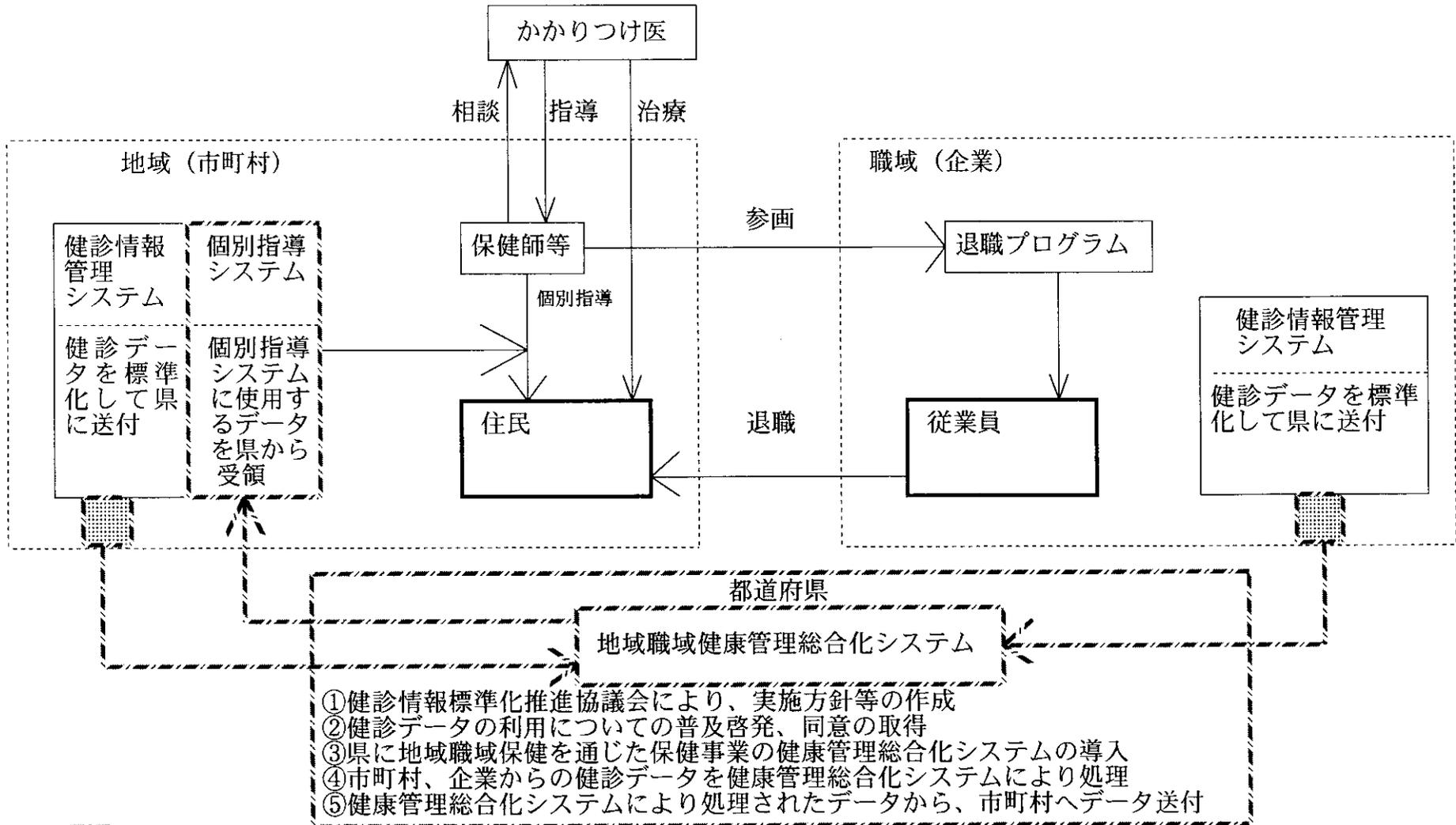
（3）健診情報管理体制を活用した保健活動の実施

4 その他

国と都道府県との委託契約等に関しては別に定めることとする。

地域職域健康管理総合化モデル事業

- ①健康管理総合化の推進
- ②過去の健診情報を活用した個別指導システムの整備等



（標準化インターフェース）

地域・職域健康管理総合化モデル事業評価検討会について

1. 目的

地域及び職域の健診情報の相互利用が可能となる管理体制を整備して、個人が自己の健康情報を正確に把握し、生涯を通じた健康づくりを自ら実践することに対する支援を行うとともに、この健診情報を活用して、地域住民の健康に関する特性を把握し、実情に応じた適切な保健対策を講ずることにより、国民の生涯にわたる健康づくりの推進を図ることを目的とした「地域・職域健康管理総合化モデル事業」を平成13、14年度において実施したところである。

本検討会では、当該モデル事業の評価を行い、今後の普及方策について検討するものである。

2. 検討内容

- (1) 地域・職域健康管理総合化モデル事業の評価について
- (2) 地域・職域健康管理総合化モデル事業の問題点及び課題の整理
- (3) 今後の普及方策について

3. 検討会メンバー

岩手医科大学医学部衛生学公衆衛生学教授	岡山明
東京慈恵会医科大学医学部看護学科助教授	櫻井尚子
東海大学健康科学部教授	河野啓子
三井化学株式会社本社健康管理室長	土肥誠太郎
社会保険健康事業財団事業部健康課長	松田一美
聖マリアンナ医科大学予防医学教室教授	吉田勝美

4. その他

- (1) 検討会は、厚生労働省健康局総務課長が開催する。
- (2) 会議は公開とする。
- (3) 検討会の庶務は、厚生労働省健康局総務課保健指導室が担当する。

地域・職域健康管理総合化モデル事業評価検討会スケジュール

- 平成15年 6月10日 第1回検討会実施
- ・趣旨説明、今後のスケジュールの決定、
現地調査の担当者決定、現地調査項目の検討
- 8月20日 現地調査
- ・モデル事業実施地への現地調査の実施
(秋田県、茨城県、高知県)
- 9月30日 第2回検討会(予定)
- ・現地調査結果報告
 - ・現地調査結果分析
 - ・事業評価
- 12月 第3回検討会(予定)
- ・報告書の検討、取りまとめ

4. 医療保険者等の取組

政府管掌健康保険

○ 政府管掌健康保険健康管理事業

1 生活習慣病予防健診事業

政府管掌健康保険の被保険者及び被扶養配偶者の生活習慣病の予防、健康の保持増進を図るため次の健診を実施している。

(1) 事業概要

(健診)

健診の種類	対象者	検査内容
一般健診	40歳以上の被保険者及び被扶養配偶者で受診を希望する者並びに35歳以上40歳未満の被保険者で生活習慣改善指導を受けることを希望する者	血液学的検査・生化学的検査・糞便検査・心電図検査・胸部及び胃部レントゲン検査等
付加健診	40歳、50歳の被保険者及び被扶養配偶者で受診を希望する者	腹部超音波検査・眼底検査・肺機能検査等
乳がん・子宮がん検診	30歳代の女子被保険者で受診を希望する者	視診・触診・顕微鏡検査等

(事後指導)

対象者	検査内容
健診査の結果、「軽度異常」「経過観察が必要」と判断された者	生活習慣改善のための指導を実施 ・食生活の指導 ・運動指導 等

(2) 実施状況

① 一次検査の実施状況

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
40歳以上の被保険者数	10,951千人	10,872千人	10,765千人	10,548千人
一般健診	2,609千人	2,751千人	2,757千人	3,231千人
日帰り人間ドック	455千人	415千人	439千人	—
(小計)	3,064千人	3,166千人	3,196千人	3,231千人
付加健診	—	—	—	65千人
乳がん・子宮がん検診	10千人	11千人	36千人	52千人
健診実施率	28.0%	29.1%	29.7%	30.6%

※ 健診実施率は、40歳以上の被保険者数（推計値）に対する受診者数（一般健診と日帰り人間ドックの計）の割合である。

なお、受診者数には40歳未満の者も含まれている。

※ 日帰り人間ドックは、平成14年度から中止されている。

② 二次検査の実施状況（一般健診、日帰りドック）

	平成11年度	平成12年度	平成13年度
二次検査対象者 (A)	1,257千人	1,285千人	1,298千人
実施人員 (B)	398千人	399千人	404千人
実施率 (B)/(A)	31.6%	31.1%	31.2%

※ 2次検査は、平成14年度から中止されている。

③ 事後指導（生活習慣改善指導）の実施状況

健診結果に基づき日常生活に注意を要する者等を対象として、保健師による事後指導（生活習慣改善指導）を実施している。

<事後指導の内容>

- 事後指導は、「軽度異常」や「経過監察」の項目がある人に対して実施
- 事後指導に当たっては、受診者の経年的なデータの推移を活用し、生活習慣改善のための知識・技術を提供し、正しい生活習慣に実践を促すこととしている。
 - ・ 食生活の指導
 - ・ 運動の指導
 - ・ 休養の指導 等

<事後指導の体制>

(財) 社会保険健康事業財団の保健師が事後指導を実施

<事後指導の実施状況>

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
事後指導対象者		1,310千人	1,346千人	1,340千人	1,396千人
実施 人員	個別相談	332千人	362千人	390千人	391千人
	集団学習	49千人	45千人	42千人	58千人
	合計	381千人	407千人	432千人	448千人
実施率		29.1%	30.3%	32.2%	32.1%

2 健康づくり事業

(1) 事業概要

事業の種類	事業内容
健康管理指導講座の開催	健康づくりに関する普及啓発を図るため、社会保険委員会及び商工会議所等が行う行事の際、医師、栄養士及び保健体育専門家等を派遣し講習会を開催
健康相談室の開催	健康づくりに関する普及啓発を図るため、社会保険委員会及び商工会議所等が行う行事の際、医師、保健師等を派遣し健康相談室を開催
軟式野球大会の開催	被保険者の体育活動を奨励し、健康の保持増進を図るため、野球大会を開催
健康管理に関する各種広報の実施等	健康意識の高揚を図るため各種パンフレット、ポスター等の配布、制度の普及宣伝、調査研究の実施等

(2) 実施状況

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
健康管理指導講座の開催	7,801回 759千人	7,553回 696千人	7,352回 708千人	7,362回 686千人
健康相談室の開催	20,125回 293千人	21,561回 299千人	22,058回 289千人	22,319回 296千人
軟式野球大会	1,583チーム	1,481チーム	1,363チーム	1,378チーム

社会保険総合健康管理推進事業等の関連図

地 方 社 会 保 険 事 務 局

社会保険健康づくり事業推進協議会

〔構成員〕

- ・学識経験者
- ・自治体健康増進部門責任者
- ・保健医療関係者 等
- ・社会保険委員代表
- ・被保険者代表
- ・都道府県社会保険協会代表
- ・事業主代表

〔機能〕

- ・健康日本21・健康増進法に基づく、地域内の疾病の特色、地域・職域連携に配慮した事業計画の策定 等

年金・保険相談事業

社会保険センター等

健康づくり事業

保健師、健康運動指導士が配置されている社会保険センター等

〔対象事業〕

- ・ 健診の結果が「軽度異常」又は「要経過観察」と判定された者等、生活習慣病予備軍に対する保健師、健康運動指導士による初回の面談、体力測定、目標設定及び月1回程度のフォローアップ
- ・ 医師による生活習慣病指導管理を受けている者に係る保健師、健康運動指導士による初回の面談、体力測定、目標設定及び3月に1回程度の運動指導、栄養指導等の実施状況についての医療機関に対する情報提供

社会保険センター等を活用した健康づくり事業の流れ

